JAIST Repository
https://dspace.jaist.ac.jp/

Title	大学の商標管理・活用について
Author(s)	新田, 奎次郎; 長谷川, 光一; 吉田, 一成
Citation	年次学術大会講演要旨集, 36: 611-616
Issue Date	2021-10-30
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/17842
Rights	本著作物は研究・イノベーション学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Research Policy and Innovation Management.
Description	一般講演要旨

JAIST
JAPAN
ADVANCED INSTITUTE OF
SCIENCE AND TECHNOLOGY

Japan Advanced Institute of Science and Technology

２Ｅ０９

大学の商標管理・活用について

○新田奎次郎,長谷川光一,吉田一成（大阪工業大学）

1. はじめに

1980 年代、企業と大学の在り方は、研究室と企業という個人レベルの連携関係であり、大学組織と企業との組織間の連携関係は薄かった（玉井・宮田, 2007)。当時の産学連携に関する問題点が文部科学省 Website で指摘されている。これによれば、「大学等における特許等の出願や管理については、研究者や大学等に研究成果の特許化に対する誘因が働かないこと、特許経費を負担する仕組みが不十分であること、教員の特許を受ける権利が実施化の意思の低い企業に無償で譲渡されたりする」ことが問題であるという（文科省 HP 我が国の産学官連携の歩み）。

1990 年代に入り、日本の景気はバブル崩壊により悪化の一途をたどった。日本政府はアメリカのバイ・ドール法「科学技術基本計画」による成功例を参考に、産学連携を政策として推進させた（松田, 2006)。

しかし、この時期の産学連携は個人レベルの提携関係のみであり、大学にとってメリットがある状況とは言えなかった。その後、日本版バイ・ドール法、大学等技術移転促進法、特許料の減免措置等を定めた産業技術力強化法等が制定され、大学が知的財産を活用できるような制度整備が進められた。2000 年以降、大学の特許出願は増加し、近年では年間 7,000 件程度の出願が行われるようになっている。

2. 問題意識

産学連携活動が日本で盛んになると共に、これを対象とする研究が様々な視点で実施されてきた。産学連携活動は主として大学内または大学と企業との研究活動の結果生まれ、技術が企業等に移転される。生まれた技術は主として特許の形で保護され、特許が移転されることになる。したがって、知的財産権の中でも特許に関係する研究が多数みられる。

意匠権や商標権を対象とした研究はどうであろうか。産学連携と意匠権に関する調査・研究としては、特許庁が 2010 年に行った産学連携活動に関する意匠の制度整備についての調査が挙げられる。商標権に関しても、特許庁の委託研究成果が、「大学ブランドを活用した産学連携成果の普及に関する研究報告書」(2012 年)、「大学をはじめとする公益に関する団体等を表示する商標のライセンスに関する調査研究報告書」(2017 年）等として公開されている。

産学連携に関する研究は、制度整備の現状や問題点、成果等についての視点から、技術・特許を中心に行われてきており、意匠や商標に関する研究は多くないと言ってよいであろう。

企業の競争優位の源泉の一つは技術である。しかし、商標を競争優位の源泉として活用しているケースもある。2019 年に特許庁が作成した「商標活用ガイド」に商標を活用している企業が掲載されている。この中で取り上げられている事例の中に株式会社クロダがある。同社は商標を活用し、ブランドの確立と認知度の向上、取引先への信頼性向上などメリットがあったという。

現在の産学連携は技術・特許を中心に行われている。しかし、意匠や商標といった知的財産権が産学連携活動で活用されることもあるのではないだろうか。

本稿では、大学をめぐる商標の管理・活用に焦点を当てる。リサーチクエスチョンは「産学連携において大学での商標の取り扱いはどうなっているのであろうか」である。また、サブクエスチョンは、「商標に関する大学の取り扱い規程は現状どうなっているか」、「大学は商標を出願・活用しているのか」、「大学の商標取り扱いをめぐる近年の法制度改正は大学の商標活用に影響を与えうるのだろうか」である。本稿では、上記の問題意識に関する調査結果を報告する。

3. 大学の商標出願及び取り扱い規定の現状

上記の問題意識を明らかにするため、大学の商標出願状況の把握、大学が取り扱う商標に関する法制度の整理、大学の商標取り扱い規定の現状調査、大学で出願された商標の活用事例の研究を行った。

3.1. 大学が取り扱う商標の種類

そもそも大学は商標を出しているのであろうか。J-PlatPat を用いて確認すると、2021 年 8 月 13 日時点での大学の商標出願は 3,445 件である。産学連携では出願する知的財産権をライセンスすることが念頭に置かれる。どのような商標を出願しているかを見る前に、大学の持つ商標のライセンス可能性の点から整理する。

大学が出願している商標は「東京大学」「東大」などの大学自体の名前を表す商標、大学の部局名やプロジェクト名の商標や教職員等が個人に出願する商標などの大学商標以外の商標の 2 種類である。

ここでは、大学名の商標を「大学商標」部局名等を含むそれ以外の商標を「大学商標以外の商標」と呼び分けて考えることとする。

表 1 のように「著名な大学の大学商標以外」は出願、通常実施権及び専用実施権の付与が可能である。「著名な大学の大学商標」については元々、当該組織のみ出願可能であり、他組織への通常実施権及び専用実施権の付与が禁止されていた。しかし、令和元年の改正によって通常実施権の付与が可能になった。

表 1　令和元年商標法改正前後での、大学の商標出願およびライセンスアウトの可否

	令和元年改正前	令和元年改正後
著名な大学の 大学商標以外の商標	出願可能、通常実施権・ 専用実施権の付与可能	変更なし
著名な大学の 大学商標	当該組織のみ出願可能 他組織への通常実施権 ・専用実施権の付与禁止	当該組織のみ出願可能 他組織への通常実施権の 付与可能 他組織への専用実施権の 付与禁止

出典：著者作成

3.2. 公益著名商標について

東京大学等の著名な大学は著名な公益団体であり、大学自体の名前を表す「大学商標」は公益著名商標に該当する。大学の部局名の商標や教職員等が個人に出願する商標などの「大学商標以外の商標」や著名ではない大学の「大学商標」については、著名な大学を表示する標章ではないので公益著名商標には該当しない。公益著名商標について説明する。

公益著名商標は公益団体等を表示する標章であって著名なものと同一又は類似の商標については商標法第 4 条第 1 項第 6 号より商標登録を受けることができない。しかし、その公益団体等自身が当該団体を表示する商標を出願することは、商標法第 4 条 2 項によって商標登録を受けることができるとされているのが公益著名商標である。

この公益著名商標には注意点がある。それは、公益団体等が 4 条 2 項によって、登録を受けた商標を企業などの第 3 者に通常実施権を提供することは、公益著名商標の立法趣旨に反するとして、商標法第 30 条第 1 項及び第 31 条第 1 項ただし書により認められていないという点である。

特許庁は 2016 年に公益団体等における商標の使用実態とニーズに関する調査を行った。この結果、公益団体等が自身の団体を表示する商標の使用をする際に使用形態に配慮していること、大学は自身の権威の尊重に留意しながらも商標を活用して大学ブランドの向上や多方面の事業を図りたいことが明らかになった。

この調査を受けて、2018 年の産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会において、公益著名商標の通常使用権に係る許諾制限の見直しが議論された。この結果、通常使用権の許諾制限を撤廃することが決められた。令和元年の商標法改正により公益団体等が自分自身の公益著名商標を第三者に通常実施権の形でライセンスすることが可能となった。

以上のように、改正前は、著名な大学は大学商標を出願・登録はすることができたが、産学連携や業務委託等で企業等に通常実施権を提供

することができなかった。

3.3.　国立大学の商標出願の実態

大学商標以外の商標は個人の研究成果の商標や産学連携の結果の商標などが含まれる。

調査対象は日本の国立大学 86 大学とした。特許庁の運営する J-PlatPat を使用し、商標検索を行った。出願人に各大学名が入っている商標を抽出した。検索期間は 2000 年から 2021 年である。

まず、商標出願の推移から見てみよう（図１）。2000 年頃はほとんど見られなかった商標出願は、その後順調に数を伸ばし、100 件前後まで伸びている。

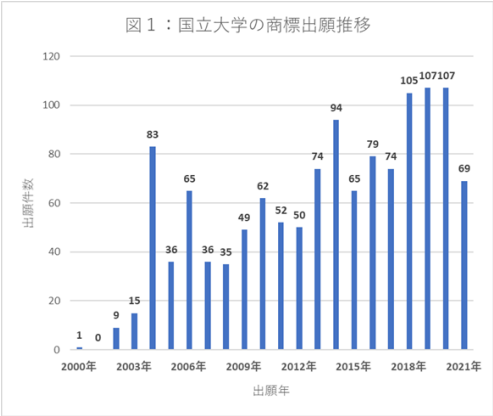

次に国立大学出願状況から大学商標と大学商標以外を分類した。国立大学から出願されている商標の中から「大学」「UNIV」「大」「大學」等のキーワードが含まれる商標を抽出した。この結果、全商標 1236 件中 236 件が大学商標であり、上記以外の商標は 1,000 件であった。1,000 件の中には大学のロゴや部局名が含まれており、研究成果等に関する商標はさらに少数になる。

次に出願されている商標を商標区分ごとに集計した。商標には使用分野によって 45 の区分が設けられている。どの区分に出願されたかを見ることで、ある程度大学の商標活用の意図が推測できると思われる。

結果をみると（表 2)、もっとも多いのは第 41 類の教育関係であり、710 件である。次に、第 16 類の紙・事務用品が 440 件となっている。コンピューターソフトウェアの第 42 類、科学・電気用機器の第 9 類、医療・美容・農業の第 44 類なども多い。

大学商標、部局名、プロジェクト名（以下、大学商標等と称す）は、教育機関として教育関係の 41 類と大学名を事務用品に付与して頒布するための事務用品関係の第 16 類を付与して出願されることが多い。これらの区分が付与されている出願が多いことは、大学名を付した文房具の販売等を目的とした商標出願が多いことを示唆している。

表２：区分の商標出願数

区分	商標権
41類	710件
16類	440件
42類	367件
9類	307件
44類	192件
25類	178件
30類	141件
35類	130件
14類	104件

3.4.　大学での商標取り扱い規定の制度整備

商標の出願区分で見ると、大学の出す商標は研究成果の活用を目的としたものが少ないように思われる。これには大学の商標取り扱い規定の制度整備が関係していると思われる。特許・意匠・商標のいずれでも、学内で生まれた知的財産権をどのように取り扱うかは、それぞれの大学が定める知的財産権関連の取り扱い規定に沿って定められる。

国立大学を対象に知的財産権関連の取扱い規定を調査した。国立大学 86 大学を調査対象とし、インターネット検索で、発明規定、取扱い規定で 2021 年 8 月に検索し調査した。

国立大学 86 大学を調査対象とし、インターネット検索で各大学の発明規程を収集した。

この結果、国立大学 86 大学中、発明規程や知的財産の取扱い規定(以下、知財取扱規定と称す)を見つけることができた大学は、86 校中 82 校だった。82 校の知財取扱規定の中に商標に関する記載がある大学は 52 校である（図 2)。

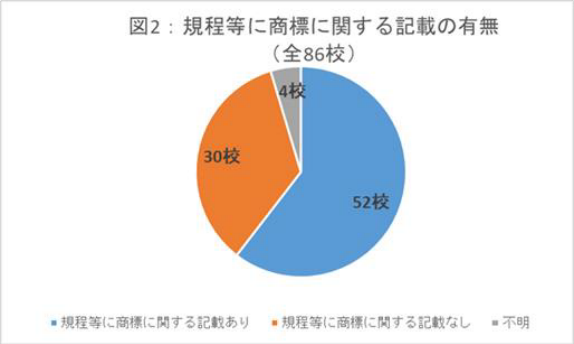

52 大学を細かくみていこう。52 大学の中で、商標に特化した取扱い規則がある大学は 14 校であり、特許や意匠等の取り扱い規定のなかに商標取り扱い規定が定められている大学は 38 校であった（図 3）。該当する 14 校は帯広畜産大学、福島大学、東京大学、筑波大学、横浜国立大学、北陸先端科学技術大学院大学、岐阜大学、静岡大学、名古屋大学、鳥取大学、九州大学、長崎大学、鹿児島大学、鹿屋体育大学である。

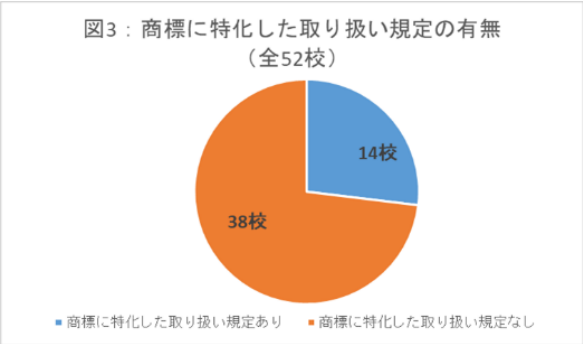

商標に特化した取扱い規則の内容を見ると、商標出願・更新についての手続き、登録商標の使用についての手続き及び禁止事項について記載されている。

東京大学、福島大学は、職員・学生等が行った研究成果に関して個人的に取得することを許容する商標を「成果商標」と定めている。上記の 2 大学は、この「成果商標」についても、取り扱いを記載している。

商標に関する規程のある大学には、なぜ商標に特化した規定のある大学と特許等と同列に扱う大学があるのだろうか。

特許や意匠等の取り扱い規定のなかに商標取り扱い規定が定められている大学は、「大学ブランドを活用した産学連携成果の普及に関する研究報告書」(2013)において、現在は知的財産ポリシーなどで特許と同列に商標を扱っているが、大学として適切なことなのか、知的財産部門、広報部門とで検討中と回答している。

さらに、知的財産に関するどの規程等にも商標への言及がない大学は、上記の報告書において「商標を記載していない理由として、大学は商標までは手が回らないし、規程類を策定した当時はライセンスを想定していなかったのではないか、商標は大学の本分である研究や教育の結果として産まれてくるものではない、特許に準じて扱えば問題無い」と述べている。

4. 事例研究　帯広畜産大学の商標活用

「大学ブランドを活用した産学連携成果の普及に関する研究報告書」(2013)では「商標は大学の本分である研究や教育の結果として産まれてくるものではない」との記載があった。しかし、商標を実際に出願し、活用している大学がある。ここでは帯広畜産大学の活動を概観する。

帯広畜産大学の商標出願状況を見てみよう。2021 年 7 月末現在で 3 件の商標が登録されている。2 件は大学名に関する商標であり、1 件は「炊き種」という名前の商標である。この商標は 2015 年 8 月に出願され、2016 年 2 月に登録された。大学商標とは関係ないこの商標は、帯広畜産大学の山内宏昭教授が行っている共同研究の成果として出た商標である。

この商標が出願・登録された経緯について見るために、まず山内教授の研究活動について公開情報から見てみることとする。

山内教授は名古屋大学大学院農学研究科で食品関連の研究を行った後、1982 年にカネカ株式会社（以下カネカと称する）に入社する。カネカでは生産技術研究所、食品研究部で勤務した。13 年で研究職を務めた後は、1995 年に農林水産省に入省、北海道農業試験場に所属した。農業試験場はその後独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下農研機構と略する）となったが、山内教授は畑作研究センター、パン用小麦研究チーム等を歴任する。1995 年には食パンの食品化学工学的研究というテー

マで博士号を取得し、製パン用酵母の開発で学会の技術賞や産学官連携功労賞を受賞するなどしている。40年近く食品関連の研究を歩んでおり、食パン関連分野における重要な研究者の一人であると言えよう。

山内教授の帯広畜産大学への着任は2012年である。帯広畜産大学のWebsiteによれば、山内教授の研究室で行う研究は①小麦粉の吸水性や生地の粘性・弾性を測定するための機器で生地の物性特性評価、②小麦粉の糊化特性評価、③小麦粉の粒度・損傷デンプン量等の測定、④デンプンのアミロース含量測定、グルテンのサブユニット構成の評価等である。

山内教授の研究室では、「基礎研究にも目配りをしつつ、実用研究を主としているため、商品化をイメージしながら可能性を追求している」という。実学と実用研究にこだわるのは、企業と政府研究所で約25年研究を続けてきた経験から、実学を体得した高度専門職業人の必要性を実感しているため、とのことである。

山内教授が関係した特許について見てみよう。山内教授の名前および所属していた企業・組織名で検索すると、118件の特許、1件の商標が見いだされた。出願特許の件数はカネカ所属時期に50件、農研機構時期に54件、帯広畜産大学で16件となっている。長年技術開発と権利化活動を行っていたことがうかがえる。

次に炊き種の出願・登録された経緯について見ていこう。2013年に十勝産小麦を原料としたパンの高品質化及びその製パンに関するメカニズムを解明することを目的として、山内宏昭教授と株式会社満寿屋商店との共同研究がなされた。共同研究によって、熱湯を小麦にかけて練る「湯種製法」を改良した新しいパンの製法を編み出す。この製法を炊き種製法として命名し、2015年8月に帯広畜産大学と株式会社満寿屋商店を出願人として、特許出願、商標出願を行った。2018年、「炊き種」の商標に気が付かずに利用し始めた企業が現れた。その後、商標があることに気が付いた同社は同名の利用を停止し、その旨を自社Websiteで公開した。

5.考察

本稿では、商標の種類、取り扱い規定、商標活用事例を通じて、大学での商標の活用状況に注目した分析を行った。

帯広畜産大学の事例が示している通り、商標権を大学が取るメリットは発明・移転した技術を名前で守ることができる点にある。また名前を用いて新ブランドを確立できる、知名度アップにつながる、名前をライセンスできるなどのメリットも考えられる。大学が行った研究の結果を保護するために、特許とあわせて商標を登録することの意義は大きいと言える。

一方で、商標に関する大学の規定の整備状況は十分ではない。商標に関する規則を持つ国立大学は全体の60%だが、商標に特化した規則は16%の14校しかない。取り扱い規定がなければ、出願手続きや費用負担等について研究者が相談できずに出願を取りやめるケースもありうる。

先の特許庁調査では、特許と商標を同列に扱っていると回答している大学もある。しかし、取り扱い規定で特許と商標と同列に扱うことは無理がある。知的財産基本法第2条に書かれているように、特許・意匠等は知的創造物についての権利である。これに対して、商標は営業上の標識についての権利である。すなわち、特許と商標では、そもそも保護対象が異なる。

宮川（2018）は、「商標法には、「職務商標」やそれに伴う相当の利益という考え方は規定されておらず、特許法や意匠法の「創作」という文言も記されていない」と指摘する。すなわち、商標にはそもそも職務発明という制度がないので、職務発明で商標を扱うことは無理があると言えよう。

特許と商標を同列に扱うことで生じかねない問題には、次のようなものが挙げられる。第1に産学連携で、大学名を使用・ライセンスする際に、使用の旨についてどの部署に連絡すればいいのか、さらに使用の可否がどの部署が判断するのか、禁止事項はどのようなものがあるのかなどの活用面での問題。第2に教授や学生の成果商標についての、手続きや判断について、取得後はどのような扱いにするのか。第3に成果商標の権利者が卒業、退職など大学を離れた

際にどのように取り扱うのかなどの管理面での問題等である。商標の取り扱い規定がなければ、産学連携による大学名のライセンスや研究成果、産学連携の結果の商標を出願する時の不都合が多いと考える。したがって、別途規程を作る必要があると思われる。

これからは大学ブランドの活用の活発化に取り扱い規定がより重要になってくると考えられる。寺内(2021)は、「公益著名商標の改正により、大学が第三者に対して著名な大学商標をライセンスすることもできるようになり、大学のブランド活用はより活発化していくことが予想される」と指摘している。

大学ブランドの活用の中で、大学名を使用・ライセンスするケースが増えること、研究成果を個人で成果商標として取得するケースの双方が増えていくと考えられる。そのため、商標が活用できる環境を整えるために商標に特化した規則が必要になるであろう。

6.調査の限界と今後の展開

本稿の調査の限界と今後の展開は以下の通りである。第１に今回調査したのは、国立大学のみで私立大学等の現状は把握できていない。第２に大学の商標の活用を取り上げたが、大学発ベンチャーの商標活用については取り扱っていない。第３に商標の活用・管理を進展させるために、産学連携の先駆者である欧米諸国の大学の商標の管理・活用を調査する必要がある。以降はこれらについても研究をする予定である。

参考文献

[1]玉井克哉、宮田由紀夫（2007)「日本の産学連携」玉川大学出版部

[2] 文科科学省「2. 我が国の産学官連携の歩み」(2021 年 8 月 30 日アクセス)
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu8/toushin/attach/1332040.htm

[3]松田一也（2006)「産学連携-日本流の産学連携システムとは-」 飛翔 193, 26

[4] 株式会社三菱化学テクノリサーチ（2013)「大学ブランドを活用した産学連携成果の普及に関する研究報告書」p.58 （2021 年 8 月 26 日アクセス)
https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/daigakuchizai/renkeiseika_all.pdf

[5] 株式会社サンビジネス（2017)「大学をはじめとする公益に関する団体等を表示する商標のライセンスに関する調査研究報告書」(2021 年 8 月 26 日アクセス)
https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11515245_po_2016_01.pdf?contentNo=1&alternativeNo=

[6] 特許庁(2019)「事例から学ぶ商標活用ガイド」p.30-31（2021 年 8 月 20 日アクセス)
https://www.jpo.go.jp/support/example/document/trademark_guide2019/guide01.pdf

[7] 産業構造審議会 知的財産分科会 第 4 回商標制度小委員会（2018)「公益著名商標の通常使用権に係る許諾制限の見直しについて（案)」(2021 年 8 月 25 日アクセス)
https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/shohyo_shoi/document/t_mark_paper04new/shiryou1.pdf

[8] 特許庁(2019)「公益著名商標に係る通常使用権の許諾が可能となります」(2021 年 7 月 22 日アクセス)
https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/seidogaiyo/koeki_chomei.html

[9]帯広畜産大学「安定供給するための実用研究／山内宏昭 教授」(2021 年 8 月 30 日アクセス)
http://univ.obihiro.ac.jp/focus/focus5.html

[10]Pain Kitchen「とっても簡単な「『炊き種®』あずきベーグル」満寿屋商店」(2021 年 9 月 1 日アクセス)
http://www.pain-kitchen.net/2019/07/30/post-5410/

[11] 寺内伊久郎(2021)「商標法改正後の大学ブランド活用」産学連携ジャーナル Vol.17 No.8 2021 2021 年 8 月号 p.14-16